

ユネスコ事業・予算（40C/5：2020-2021年）案の概要 （自然科学分野・政府間海洋学委員会抜粋）

ユネスコ事業・予算（40C/5：2020-2021年）は、中期戦略（37C/4：2014-2021年）と整合性をとっており、また、事業・予算（39C/5：2018-2021年）の後期2か年分（Second biennium 2020-2021）として調整したものの。

1. 全体の主な構成

40C/5—第1巻—決議案 (Draft Resolutions)

2020-2021年の予算割当決議案 (Draft Appropriation Resolution for 2020-2021)
政策全般及び方向性 (General Policy and Direction)

事業 (Programmes)

主要事業 (Major Programme) I — 教育 (Education)

主要事業 (Major Programme) II — 自然科学 (Natural sciences)

政府間海洋学委員会 (IOC)

主要事業 (Major Programme) III — 人文・社会科学 (Social and human sciences)

主要事業 (Major Programme) IV — 文化 (Culture)

主要事業 (Major Programme) V

— 情報・コミュニケーション (Communication and Information)

事業関連サービス (Programme-Related Services)

参加事業及びフェローシップ (Participation Programme and Fellowships)

法人サービス (Corporate Services)

40C/5—第2巻—事業・予算案 (Draft Programme and Budget)

パート I — 政策全般及び方向性 (General Policy and Direction)

パート II — 事業及び事業関連サービス (Programme and Programme-Related Services)

II.A — 事業 (Programmes)

主要事業 (Major Programme) I — 教育 (Education)

主要事業 (Major Programme) II — 自然科学 (Natural sciences)

政府間海洋学委員会 (IOC)

主要事業 (Major Programme) III — 人文・社会科学 (Social and human sciences)

主要事業 (Major Programme) IV — 文化 (Culture)

主要事業 (Major Programme) V

— 情報・コミュニケーション (Communication and Information)

II.B — 事業関連サービス (Programme-Related Services)

II.C — 参加事業及びフェローシップ (Participation Programme and Fellowships)

パート III — 法人サービス (Corporate Services)

2. 主要事業 (Major Programme) II — 自然科学 (Natural sciences) の内容

40C/5—第1巻—決議案 (Draft Resolutions)

事業 (Programmes)

主要事業決議案 I (Draft resolution for Major Programme II) — 自然科学 (Natural sciences)

1. 事務局長に以下の点に係る権限を与える：
 - 第39回ユネスコ総会で決議された教育分野の活動計画の2020-2021年における継続実施。
 - 以下の戦略的目的のための、ユネスコのグローバルレベルの優先事項（男女平等の促進及びアフリカのニーズへの対応）への貢献、若者のニーズや行き届いていない社会的弱者の階層への対応。
 - 戦略的目的4：国内、地域、地球規模のSTI（科学、技術、イノベーションシステム）と政策の強化。
 - 戦略的目的5：持続可能な開発に向けた危機的課題の国際科学協力の促進。
 - 上記目的のための2020-2021年における予算の割り当て。
2. 事務局長に以下の点について要請する：
 - 本決議により権限が与えられた活動の実施。
 - ユネスコ総会で採択されたプログラムの執行及び以下の期待される結果に係る理事会への定期報告。

主要活動ライン1：科学の活用—STI（科学・技術・イノベーション）及び持続可能な開発のため知識の活用

- 加盟国において包括的に STI 政策と知識システムに関する能力開発が強化される
- 加盟国において STI の実践、普及、応用に関して組織的・人的能力が強化される
- 島嶼国の加盟国及び地域コミュニティ・先住民において、当該地域の知識システムを普及される能力が向上するとともに、それらの知識を科学と相乗効果をもたらす持続可能な開発への課題が示される

主要活動ライン2：自然資源、防災及び気候変動アクションに対する持続可能なマネジメントのための科学の推進

- 持続可能な開発のための目標（SDGs）の達成に向けて、加盟国において地質資源及び地質／地殻災害（Geohazards）の管理が強化される
- 持続可能な開発のための目標（SDGs）、生物多様性及び気候変動への対応の目標達成に向けて、加盟国において自然資源の管理が強化される
- 加盟国において、持続可能な開発における環境、経済及び社会的側面から包摂的総合的アプローチをもって、ユネスコの登録サイトを学び・学びあいの場として活用される

主要活動ライン3：水安全保障の確保に向けた知識改善及び能力強化

- 加盟国において水の安全に対する課題への対応、持続可能な開発のための目標（SDGs）やその他の水に関する国際目標の達成に向けての対応が強化される
- 加盟国において、水の安全保障に関する政策及び組織的・人的能力が改善される
- 主要活動ライン及び期待される結果に係るレビューを含めた戦略的結果報告の第209回ユネスコ執行委員会での公表。
- ユネスコにおける全体戦略的資源動員の分析を含めた資源動員に係る報告準備及び同報告の第209回ユネスコ執行委員会での公表。

40C/5—第2巻—事業・予算案 (Draft Programme and Budget)

パートII — 事業及び事業関連サービス (Programme and Programme-Related Services)

II.A — 事業 (Programmes)

主要事業 (Major Programme) II — 自然科学 (Natural sciences)

- 2018-2021年の4か年事業計画として採択されている方向性を維持し、事業予算のレベルも維持する。次期戦略及び事業計画の準備に向けて、戦略的に実行。最近の傾向、加盟国からの要請が高まっている事項、これまでの事業実施からの教訓に配慮し、事業の企画と実施が行われるべきである。
- 現在の地球規模での課題は、国境、文化及び政策システムを超えるものであり、持続可能な解決のためには、科学を基盤とした国際的対応が不可欠。ユネスコは、様々な国際科学プログラムや政策的助言を通じて、国連のマンデーデートの下に、専門機関としてこれらの課題解決に応じることが可能である。SDGsの達成のための国際協力推進する。
- オープンサイエンスの概念やSDGs達成への科学の貢献の向上、エビデンスベースの科学と社会のインターフェースの強化などへの関心が高まっている。ユネスコは科学及び科学研究者に関する勧告（2017年）及び科学の情報及び研究に対するオープンアクセス戦略に基づいて、オープンサイエンスを推進する。技術革新により、基礎科学、応用科学、工学及びICTに関連してロボティクス技術、ゲノム、生命情報科学、デジタル化、人工知能、人材育成・能力開発のためのビッグデータなどの分野で、持続可能な発展のため経済活性化を促すよう、多くの発展途上国で研修、研究、イノベーションが不可欠となっている。加盟国において、科学技術イノベーションの可能性を備えた能力開発を促進することが肝要となっている。ユネスコはこれら能力開発の促進に様々な事業、地域事務所、センター、ユネスコチェア等を通じて取り組む。
- 自然資源の不均衡な分配から紛争が生じている。気候変動にかかる諸課題は、特に途上国の地域コミュニティにとって深刻なストレスとなっており、安全保障の観点から気候変動の課題を認識することが重要である。異常気象、渇水、洪水、地滑り及びハリケーンといった現象が増えるなか、

ユネスコは、仙台枠組み（2015-2030）に対応するよう、学際的で包摂的なアプローチで防災事業に取り組む。すべての事業セクターの参加によりコミュニケーションとリソースをつなげ、ユネスコの主要事業全体で調整を高めて協力。

- ユネスコは、経済発展と自然資源の持続可能な管理を調和して取り組んできている。主要活動ライン2・3において、国際水文学計画（IHP）、人間と生物圏保存地域計画（MAB）、国際地質計画（IGP）を通じて、何百万人もの人々の生活にユネスコは手を差しのべており、持続可能な発展目標の達成に向けて革新的な科学的アプローチをすすめる、グッドプラクティスを提示する。2020-2021年は生物多様性アジェンダにとって画期的な年であり、ユネスコの参画と貢献に高い期待が寄せられている。気候変動に対するユネスコの戦略計画を継続して実施し、経済と技術の発展と持続可能で公平な包摂的発展の調和のため、セクター間の協力を進める。国連気候変動サミット、及びアフリカで初めて開催される2021年の世界水フォーラム、世界科学フォーラムの成果を受けて取り組む。

【MLA1：科学の活用— STI（科学・技術・イノベーション）及び持続可能な開発のための知識の活用】

（※MLA：主要活動ライン。Main Line of Actionの略。）

（期待される成果）

- ・ 加盟国において包括的にSTI政策と知識システムに関する能力開発が強化される
- ・ 加盟国においてSTIの実践、普及、応用に関して組織的・人的能力が強化される
- ・ 島嶼国の加盟国及び地域コミュニティ・先住民において、当該地域の知識システムを普及される能力が向上するとともに、それらの知識を科学と相乗効果をもたらす持続可能な開発への課題が示される

【MLA2：自然資源、防災及び気候変動アクションに対する持続可能なマネジメントのための科学の推進】

（期待される成果）

- ・ 持続可能な開発のための目標（SDGs）の達成に向けて、加盟国において地質資源及び地質／地殻災害（Geohazards）の管理が強化される
- ・ 持続可能な開発のための目標（SDGs）、生物多様性及び気候変動への対応の目標達成に向けて、加盟国において自然資源の管理が強化される
- ・ 加盟国において、持続可能な開発における環境、経済及び社会的側面から包摂的総合的アプローチをもって、ユネスコの登録サイトを学び・学びあいの場として活用される

【MLA3：水安全保障の確保に向けた知識改善及び能力強化】

（期待される成果）

- ・ 加盟国において水の安全に対する課題への対応、持続可能な開発のための目標（SDGs）やその他の水に関する国際目標の達成に向けての対応が強化される

- ・ 加盟国において、水の安全保障に関する政策及び組織的・人的能力が改善される

3. 主要事業 (Major Programme) II — 政府間海洋学委員会 (IOC) の内容

40C/5—第1巻—決議案 (Draft Resolutions)

事業 (Programmes)

主要事業決議案 I (Draft resolution for Major Programme II)

—政府間海洋科学委員会 (IOC: Intergovernmental Oceanographic Commission)

IOC は、海洋科学調査及び研究活動に係る唯一の国際機関として、ユネスコの傘下で一定の独立権能を与えられた機関。

IOC 中期戦略 2014—2021 及び IOC 行動計画 2018—2021 が、ユネスコの中期戦略の自然科学分野における下記 2 つの戦略に整合性をもって実施されている。

- ・ 戦略的目的 4 : 国内、地域、地球規模の STI (科学、技術、イノベーションシステム) と政策の強化。
- ・ 戦略的目的 5 : 持続可能な開発に向けた危機的課題の国際科学協力の促進。

IOC 中期戦略 2014—2021 及び IOC 行動計画 2018—2021 において、全加盟国が当該国の能力において取り組む目標として、次の 4 つのハイレベル目標が掲げられている。

<IOC 中期戦略における目標>

- ・ 健全な海のエコシステムの確保、エコシステムサービスの持続性
- ・ 津波など海洋災害にかかる効果的な早期警報
- ・ 気候変動等に対するレジリエンスと適応力の増強
- ・ 新たな課題に関する知識の向上

これらは概念的に次の機能によって実現することを掲げられている。

- ・ 海洋科学の推進
海洋・沿岸での活動と人的インパクトに関する知識の増大
- ・ 観測システムとデータ管理
地球規模での海洋観測、海洋データ及び海洋情報システムの維持、強化、統合
- ・ 早期警報とそのサービス
早期警報システムの開発と津波等の災害によるリスク軽減
- ・ 政策アセスメントと情報
科学政策とのインターフェース改善ためのアセスメント・情報
- ・ 持続可能な管理とガバナンス
知識共有と改善された地域協力を通じた海洋ガバナンスの向上
- ・ 能力開発
上述すべての機能における組織的能力の向上 (横断的機能)

1. 1999年11月の第30回ユネスコ総会で採択されたI O C規程に則り、及び本決議案による2020-2021年の事業予算に関連して、I O Cガバナンスに対して下記の点について要請する

- 上記の戦略目的と主要活動ラインに即したI O C活動の継続的实施。ユネスコのグローバルレベルの優先事項（男女平等の促進及びアフリカのニーズへの対応）への貢献、若者のニーズや行き届いていない社会的弱者の階層への対応。
- I O Cの行動計画とともに、南南・三角協力を活用するとともに市民社会、民間セクター、国際機関とのパートナーシップを促進。
- 本決議案で認められる活動の実施。

2. 事務局長に対して以下の点につき要請する。

- 上記目的のための2020-2021年における予算の割り当て
- 以下の期待される結果に係る理事会への定期報告。

主要活動ライン1：海洋・沿岸の保護及び持続可能な管理のための知識及び能力の促進

- 持続可能な開発のための目標（2030年アジェンダ）実現に向けて、海洋における災害に対する脆弱性に対する科学ベースの政策、グローバルレベルでの海洋及び海洋資源の保全と持続可能な活用のための政策、気候変動に対応するレジリエントで適用性の高い政策が、加盟国によって立案され実施されること

3. 加盟国、国際機関、ドナー機関、財団及び民間セクターに対し、I O Cが事業の実施と活動の範囲を広げて強化できるよう新たに支援を呼びかけること。

40C/5—第2巻—事業・予算案 (Draft Programme and Budget)

パートII — 事業及び事業関連サービス (Programme and Programme-Related Services)

II.A — 事業 (Programmes)

主要事業決議案I (Draft resolution for Major Programme II)

—政府間海洋科学委員会 (IOC: Intergovernmental Oceanographic Commission)

- 2017年に第72回国連総会において、ユネスコIOCによる提唱「国連海洋科学の10年(2021-2030)」が採択された。現在、IOCは、残り2年で、加盟国、国連、様々なパートナー及びステークホルダーと協働して「海洋科学の10年」の計画策定を終える。この10年は、人類及び地球を救うため海洋学の能力を最大限に貢献するまたとない機会としてとらえ、海洋観測、海洋科学、海洋サービスにおいて積極的な革新を目指す。
- 小規模なIOC事務局にとって、主要な運営事業の維持のため外部資金の獲得が必要であるのみならず、「海洋科学の10年」の準備期間のコーディネーションを主導する追加的資金が重要。2016年のユネスコの外部監査においても指摘されているとおり、資金調達は事務局の存続において大きな課題。

- いずれの予算案も適切にこの課題解決にはつながらない。少なくともすべての事業を支えるために1名の追加人件費を措置するためには、事業予算11%の削減が必要。海洋科学の観測サービスとデータ管理の運用には、制度設計と維持に継続的に安定した投資が必要。削減されたリソース下でIOC本部でのコーディネーション並びに地域における業務への影響が懸念される。

【MLA1：海洋・沿岸の保護及び持続可能な管理のための知識及び能力の促進】

(※MLA：主要活動ライン。Main Line of Actionの略。)

(期待される成果)

- ・ 持続可能な開発のための目標（2030年アジェンダ）実現に向けて、海洋における災害に対する脆弱性に対する科学ベースの政策、グローバルレベルでの海洋及び海洋資源の保全と持続可能な活用のための政策、気候変動に対応するレジリエントで適用性の高い政策が、加盟国によって立案され実施されること